

重要な会計方針

当事業年度より、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 平成23年6月28日改訂）及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（総務省行政管理局 財務省主計局 日本公認会計士協会 平成24年3月最終改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

中期計画及び年度計画において、一定の業務と運営費交付金との対応関係は明確ではなく、また業務実施と運営費交付金とは期間的に対応していないため、支出額を限度額としての費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	8～47年
構築物	5～50年
船舶	4～14年
車両運搬具	5～7年
工具器具備品	2～17年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却相当額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 賞与引当金及び見積額の計上方法

賞与引当金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

これには、国からの出向職員に係るものが含まれております。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法によっております。

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

各地区の港湾管理条例や財産使用料条例等を参考に計算しております。

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年3月末利回り等を参考に0.985%で計算しております。

7. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。